

取引所為替証拠金取引システム更改に係る制度について

平素は、本取引所の運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本取引所は、システム処理能力の増強と急速な市場規模拡大への対応、投資家の多様な取引ニーズへの対応、可用性の向上を目的として、平成 20 年 10 月を目途に、取引所為替証拠金取引システムを更改する予定です。

この更改に伴い、取引所為替証拠金取引に係る既存の制度の変更、新制度の導入を行います。

取引所為替証拠金取引システム更改に係る新制度の主な内容は、別紙の通りです。

なお、新たに上場する金融指標等につきましては、詳細が固まり次第、改めてパブリックコメントを実施することと致します。

以 上

取引所為替証拠金取引システム更改に係る制度について

平成 20 年 7 月 1 日
東京金融取引所

項 目	内 容	備 考
I. 新システム導入の時期・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所は、(1)システム処理能力の増強と急速な市場規模拡大への対応、(2)投資家の多様な取引ニーズへの対応、(3)可用性の向上を目的とし、平成 20 年 10 月を目途に取引所為替証拠金取引に使用する取引所システムを更改する予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所は、平成 17 年 7 月の取引所為替証拠金取引の上場にあたり、現行システムを導入した。
II. 取引関連項目		
1. 取引の仕組み		
(1) 取引所為替証拠金取引とは		
① 定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引当事者が、あらかじめ外国為替の売買価格を取引対象として約定した数値(約定価格)と反対売買における現実の当該外国為替価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引である。 	
② 限日取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引所為替証拠金取引は、一取引日の付合せ時間帯において成立し、又は一取引日の前取引日の付合せ時間帯終了時におけるロールオーバーにより発生し、当該一取引日の付合せ時間帯における転売若しくは買戻し、あるいは転売又は買戻しの申告による建玉の結了、又は当該一取引日の付合せ時間帯終了時におけるロールオーバーにより消滅する限日取引とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先入先出法(後述)を選択した非マーケットメイカーあるいは為替証拠金取引顧客は、転売又は買戻しの特例の適用により、転売又は買戻しの申告の必要はない。 ・ 指定決済法(後述)を選択した非マーケットメイカーあるいは為替証拠金取引顧客は、建玉の

項 目	内 容	備 考
③ 対円取引	<ul style="list-style-type: none"> ある外国通貨一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標を取引対象とする取引を「対円取引」という。 	<p>終了に際し、必ず転売又は買戻しの申告を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 先入先出法か指定決済法かの選択は、非マーケットメイカーごとあるいは、為替証拠金取引顧客口座ごとに行う。
④ クロスカレンシー取引	<ul style="list-style-type: none"> ある外国通貨(以下、「基準通貨」と呼ぶ。)一単位当たりの外国通貨相当額(当該外国通貨を「計算通貨」と呼ぶ。)から算出する金融指標を取引対象とする取引を「クロスカレンシー取引」という。 	
⑤ ロールオーバー	<ul style="list-style-type: none"> 取引所為替証拠金取引における売建玉又は買建玉について、各取引日の付合せ時間帯終了に至るまでに、転売又は買戻し(先入先出法の場合)あるいは指定決済法による建玉の結了がなされなかったときは、当該取引日を限日とする建玉は当該取引日の付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に、翌取引日を限日とすることを除き消滅した建玉と同一内容を有する建玉が、本取引所と消滅した建玉を有していた為替証拠金清算参加者との間に新たに発生するものとする。この場合における当該建玉の消滅及び発生をロールオーバーという。 	
⑥ スワップポイント	<ul style="list-style-type: none"> 取引所為替証拠金取引に係る建玉について、ロールオーバーがなされたことにより予定されていた為替差金決済の決済期日が繰り延べられた場合には、当該建玉に係る2通貨間における金利差の調整を目的として、当該繰り延べられた期間に応じ、取引所為替証拠金取引の種類ごとに、本取引所が別に定める方法により算出した正又は負の計算上の数額(スワップポイント)が次の各号に従い発生するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引日と決済期日の関係上、スワップポイントが発生しない取引日がある。

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 対円取引</p> <p>(3) クロスカレンシー取引</p> <p>(4) 決済期日</p> <p>(5) 市場運用時間</p>	<p>(1) 当該 2 通貨間の金利差を比較して高金利通貨の買建玉を有するとき又は低金利通貨の売建玉を有するときは、原則として受け取ることになるスワップポイント</p> <p>(2) 当該 2 通貨間の金利差を比較して高金利通貨の売建玉を有するとき又は低金利通貨の買建玉を有するときは、原則として支払うことになるスワップポイント</p> <p>・ 取引所為替証拠金取引の対象とする金融指標として、南アランド・日本円のような対円取引の追加を予定している。</p> <p>・ 取引所為替証拠金取引の対象とする金融指標として、ユーロ・米ドルのようなクロスカレンシー取引の上場を予定している。</p> <p>・ ある取引日の決済期日は、原則として、先入先出法あるいは指定決済法による建玉の結了がなされた取引日における付合せ終了時刻が属する暦日の日本の銀行の翌々営業日とする。</p> <p>・ 月曜日のプレオープン時間帯を、現行の 10 分間から 60 分間に拡大する。</p> <p>・ 通常時(冬時間)における月曜日の付合せ開始時刻を 45 分早める。</p> <p>・ NZ ドル・日本円取引所為替証拠金取引の付合せ終了時刻を他の対円取引と同時刻まで延長する。</p> <p>・ プレオープン時間帯及び付合せ時間帯は次表の通りとする。</p>	<p>・ 銀行間外国為替市場のフォワード取引のレート状況によっては、必ずしもスワップポイントの受取又は支払が左記の通りとなるとは限らない。</p> <p>・ 本取引所は、決済期日を臨時に定めた場合には、為替証拠金取引参加者に通知する。</p> <p>・ プレオープン時間帯とは、付合せを行わない呼び値の受付時間帯をいう。</p> <p>・ 現行の NZ ドル・日本円取引所為替証拠金取引の付合せ終了時刻は、通常時は AM3:55、夏時間適用時は AM2:55 である。</p>

項 目	内 容						備 考					
<p>(7) 注文関連</p> <p>① トリガー呼び値</p>		曜日	現行		変更後							
	通常時	月曜日	プレオープン 時間帯	付合せ時間 帯	プレオープン 時間帯	付合せ時間 帯						
		火～木曜日							AM7:45 ~ AM7:55	AM7:55～ 翌 AM6:55	AM7:45 ~	AM7:55～ 翌 AM6:55
		金曜日								AM7:55～ 翌 AM6:00	AM7:55	AM7:55～ 翌 AM6:00
	サマータイム 適用時 ※	月曜日	AM7:00～ AM7:10	AM7:10～ 翌 AM5:55	AM6:10 ～ AM7:10	AM7:10～ 翌 AM5:55						
		火～木曜日	AM6:45 ~	AM6:55～ 翌 AM5:55	AM6:45 ~	AM6:55～ 翌 AM5:55						
		金曜日	AM6:55	AM6:55～ 翌 AM5:00	AM6:55	AM6:55～ 翌 AM5:00						
	<p>※ サマータイム適用時とは、アメリカ合衆国ニューヨーク州夏時間適用時を指す。</p>											
	<ul style="list-style-type: none"> ・ クロスカレンシー取引は、上表における付合せ終了時刻を 30 分早くするものとする。 ・ 本取引所は、必要があると認めるときは、プレオープン時間帯および付合せ時間帯を臨時に変更することができる。 											
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のトリガー成行呼び値に加え、トリガー条件が満たされた場合に呼び値の効力が生じる価格の限度を指定するトリガー指値呼び値を認める。 											
<ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめその旨を本取引所内に掲示するとともに、為替証拠金取引参加者に通知する。 ・ トリガー指値売呼び値及びトリガー指値買呼び値は、価格の限度を指定することで、トリガー価 												

項 目	内 容	備 考
<p>② 付合せ時間帯終了時における未約定の呼び値の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> トリガー指値売呼び値とは、非マーケットメイカーが、トリガー価格以下の価格でトリガー売条件が満たされたことにより呼び値の効力が生じる価格の限度を指定する売呼び値をいい、トリガー指値買呼び値とは、非マーケットメイカーが、トリガー価格以上の価格でトリガー買条件が満たされたことにより呼び値の効力が生じる価格の限度を指定する買呼び値をいう。 同一のトリガー条件が設定されている場合、トリガー成行呼び値は、トリガー指値呼び値に対し約定順位において優先する。 IC 成行呼び値、ロスカット呼び値を除いた呼び値については、発注の際に呼び値の期限を付さなければならない。 取引所システムが受付可能な呼び値の期限は、当該呼び値が行われた取引日の付合せ時間帯終了時もしくは当該呼び値が行われた週の最終取引日の付合せ時間帯終了時までの 2 種類である。 	<ul style="list-style-type: none"> 格から著しく乖離した価格での約定を防ぐ。 トリガー指値呼び値は、OCO 条件の設定に際し、指値呼び値と組み合わせることはできない。 非マーケットメイカー及び為替証拠金取引顧客が行った呼び値のうち、期限が当該呼び値がなされた週の週末を越えるもの(GTC 注文等)にあつては、翌週最初の取引日のプレオープン時間帯に為替証拠金取引参加者から改めて発注される。 非マーケットメイカーのシステムにおいて、呼び値の期限に特定の日時を設定可能にすることを認める。
<p>Ⅲ. 清算関連項目</p>		
<p>1. 建玉等</p>		
<p>(1) 建玉の保有方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> 非マーケットメイカー及び為替証拠金取引顧客の建玉保有及びその決済方法として次のいずれかの方法を認める。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 転売又は買戻しに係る取引の数量をその有する売建玉又は買建玉について先に成立した建玉から順番に減じる方法(以下「先入先出法」という。) (2) 同一の取引所為替証拠金取引において、売建玉と買建玉を同時に保有し、非マーケ 	<ul style="list-style-type: none"> 現行では、すべての取引参加者及び為替証拠金取引顧客が先入先出法で建玉を決済している。

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 建玉の算定</p> <p>(3) 転売又は買戻しの申告</p>	<p>ットメーカー又はその顧客の申告に基づき建玉を減じる方法(以下「指定決済法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マーケットメーカーは、先入先出法のみとする。 ・指定決済法においては、売建玉・買建玉のそれぞれが建玉として算定される。 <p>先入先出法を選択した非マーケットメーカー及び為替証拠金取引顧客は、転売又は買戻しの申告の必要はない。</p> <p>指定決済法を選択した非マーケットメーカー及び為替証拠金取引顧客は、保有する建玉を減じるための取引(転売又は買戻し)を行った場合に、本取引所の定める方法に基づき、転売又は買戻しの別、減じる建玉及び数量を特定する情報等を本取引所に申告するものとする。</p> <p>本取引所は、指定決済法に基づく申告を受付けた場合には、当該申告が非マーケットメーカーの自己取引に係るものであるときは、申告の数量を非マーケットメーカーの取引口座の売建玉又は買建玉から、委託取引に係るものであるときは、為替証拠金取引顧客の取引口座の売建玉または買建玉から減じるものとする</p> <p>申告数量の上限は、同時に保有する売建玉及び買建玉数量のいずれか少ない数量とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建玉の算定は、為替証拠金取引参加者の取引口座毎に、委託を行っている場合は為替証拠金取引顧客口座毎に行う。 ・転売又は買戻しの申告は、為替証拠金取引参加者の取引口座毎に、委託を行っている場合は、為替証拠金取引顧客口座毎に行う。
<p>2. 為替差金決済</p> <p>(1) 概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非マーケットメーカー及び為替証拠金取引顧客の売建玉又は買建玉の決済は、対円取引、クロスカレンシー取引ともに、先入先出法あるいは指定決済法による建玉の結了がなされた建玉に係る決済為替差金が円通貨によって確定し、本取引所が定める決済期日に為 	<ul style="list-style-type: none"> ・決済為替差金とは、先入先出法あるいは指定決済法による建玉の結了がなされた建玉にかかる、為替取引証拠金に振替えられる前の為

項 目	内 容	備 考
	<p>替取引証拠金に振替えられる。</p>	<p>替差金をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 為替証拠金清算参加者からの入出金指示がなければ実際の入出金処理は発生しない。
(2) 引直為替評価損益	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引により新たに成立した取引所為替証拠金取引についてロールオーバーがなされた場合において、当該取引が成立した取引日の為替清算価格と当該取引の約定価格とを比較して差が生じているときは、当該価格の差に基づいて算出した正または負の計算上の数額である為替評価損益(引直為替評価損益)が発生するものとする。 	
(3) 更新為替評価損益	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前取引日までの取引により成立した取引所為替証拠金取引についてロールオーバーがなされた場合において、当該ロールオーバーのなされた付合せ時間帯終了時の属する取引日の為替清算価格と当該取引日の前取引日の為替清算価格(前日為替清算価格)とを比較して差が生じているときは、当該価格の差に基づいて算出した正または負の計算上の数額である為替評価損益(更新為替評価損益)が発生するものとする。 	
(4) 決済為替評価損益	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転売又は買戻しに係る約定価格と、以下の各号に定める価格とを比較して差が生じているときは、当該価格の差に基づいて算出した正又は負の計算上の数額である為替評価損益(決済為替評価損益)が発生するものとする。 (1) 当該建玉が転売又は買戻しが行われた取引日と同じ取引日に成立している場合は、当該取引の約定価格 (2) 当該建玉が当該転売又は買戻しの行われた取引日の前取引日までに成立している場合は前日為替清算価格 	
(5) 為替差金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 為替差金決済の対象となる為替差金とは、取引所為替証拠金取引に係る建玉について発生した以下に掲げる計算上の数額の合計額をいう。 (1) 引直為替評価損益の数額 	

項 目	内 容	備 考
	<p>(2) 更新為替評価損益の累計額</p> <p>(3) 決済為替評価損益の数額</p> <p>(4) スワップポイントの数額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 為替差金の算出は、上記(1)～(4)の為替差金の項目ごとに行う。 ・ 先入先出法あるいは指定決済法による建玉の結了がなされるまでの間のクロスカレンシー取引の為替差金は、対円取引の清算価格にて円通貨額を計算し、証拠金過不足や出金可能額の判定を行う。 ・ 先入先出法あるいは指定決済法による建玉の結了がなされた場合のクロスカレンシー取引の為替差金は、当該先入先出法あるいは指定決済法による建玉の結了がなされた取引日の対円取引の当日清算価格にて、円通貨額を確定する。 	
(6) 決済に係る為替差金の振替	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決済為替差金は、先入先出法あるいは指定決済法により建玉の結了がなされた取引日の決済期日の午前 10 時まで、為替取引証拠金に振り替えられるものとする。 	
3. 証拠金		
(1) 定義		
① 為替取引証拠金・為替取引証拠金預託額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 為替取引証拠金とは、為替証拠金取引顧客又は為替証拠金取引参加者の取引所為替証拠金取引に係る債務の履行を確保することを目的として、取引所為替証拠金取引及びその呼び値に関して為替証拠金取引参加者又は為替証拠金取引顧客から本取引所が預託を受ける金銭をいう。 ・ 為替取引証拠金預託額とは、既に本取引所が預託を受けている為替取引証拠金の額をいう。 	
② 為替証拠金基準額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 為替証拠金基準額とは、自己取引分または受託取引分について本取引所に預託される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建玉 1 単位を維持するのに必要な額である。

項 目	内 容	備 考
<p>③ 為替証拠金所要額</p> <p>(2) 為替取引証拠金の引出しとその制限</p>	<p>べき為替取引証拠金の基準となる円通貨額をいい、その額は本取引所が定めるところによるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クロスカレンシー取引の為替証拠金基準額は、円通貨額にて設定する。 ・ 為替証拠金所要額とは、為替証拠金基準額に建玉数量を乗じた上で、為替差金の金額の調整(為替差金が正の数ときは当該正の数を減算し、負の数ときはその絶対額を加算する。)を行った後の額をいう。 ・ 非マーケットメイカー及び為替証拠金取引顧客が、同一の取引所為替証拠金取引において、売建玉と買建玉の双方を同時に保有している場合、売建玉数量又は買建玉数量のいずれか大きい建玉数量に当該取引所為替証拠金取引の為替証拠金基準額を乗じた額について為替差金の金額の調整を行った後の額として為替証拠金所要額を計算する。 ・ 為替証拠金取引参加者は、為替証拠金取引顧客の委託に係る取引所為替証拠金取引の為替証拠金を引き出さしてはならない。ただし、為替証拠金額が、為替証拠金基準額に売建玉数量又は買建玉数量のいずれか大きい建玉数量を乗じた額と決済為替差金又は未決済為替差金が負の額のと看における当該為替差金の絶対値の額を加算した額を上回る場合には、本取引所に預託した為替取引証拠金のうち当該上回る額を限度として、当該為替取引証拠金を引き出させることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 為替証拠金所要額の計算は、為替証拠金取引参加者の取引口座毎に、委託を行っている場合は為替証拠金取引顧客口座毎に行う。 ・ 先入先出法を選択している為替証拠金取引顧客は、売建玉数量、買建玉数量のいずれかが零となる。

以 上